○富士川町猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

令和4年6月17日
告示第55号

（趣旨）

第1条　この告示は、猫の無秩序な繁殖の抑制を行うことにより、地域の良好な生活環境を保全するため、地域に生息する飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）を受けさせる者に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を助成することとし、その交付に関しては、富士川町補助金等交付規則（平成22年富士川町規則第39号）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条　補助金の交付の対象者は、次に掲げる者とする。

(1)　町内に住所を有する者

(2)　町内に生息する飼い主のいない猫の繁殖の抑制を希望する者

（交付額）

第3条　補助金の額は、手術に要した額とする。ただし、次に掲げる額を上限とする。

(1)　不妊手術　1匹につき15,000円

(2)　去勢手術　1匹につき10,000円

2　前項の規定にかかわらず、手術に要した額に1,000円を加算金として交付する。ただし、前項に規定する額に1,000円を加算した額を上限とする。

（交付申請）

第4条　補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ富士川町猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2　前項の申請期限は、令和9年1月31日とする。

（交付決定）

第5条　町長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、富士川町猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（手術の実施）

第6条　前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、交付の決定の日から30日以内に動物病院により手術を受けさせるものとする。

（交付請求）

第7条　前条の手術を受けさせた者は、富士川町猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）に手術費用の領収書を添付し、手術の日から30日以内に町長に請求するものとする。

（額の確定）

第8条　町長は、前条の規定により請求書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、富士川町猫の不妊・去勢手術費補助金額確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（取消し及び返還）

第9条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　偽りの申請その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金の交付の決定内容その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3)　その他町長が交付決定の取消し又は補助金の返還の必要があると認めたとき。

（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日前に第2条に規定する対象者が受けさせた手術については、第4条の規定にかかわらず、当該手術後において申請することができる。

（この告示の失効）

3　この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附　則（令和5年3月17日告示第16号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和6年3月25日告示第29号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和7年2月14日告示第15号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和8年2月16日告示第11号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

富士川町長

申請者　住所

氏名　　㊞

電話番号

富士川町猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書

富士川町猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第４条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

(1)　手術を受ける猫の内容

生息地			
オス	匹	メス	匹
備考			

(2)　手術実施予定の動物病院

病院名		実施予定日	
住所			
電話番号		備考	

受付番号

飼い主のいない猫の誓約事項（レ点チェックを入れて記名してください）

□　今回申請する猫は、他者の飼い猫ではなく、町内に生息する飼い主のいない猫に間違いありません。

□　この猫に関するトラブルが生じた場合は、自己の責任において解決します。

申請者氏名　　㊞

様式第2号(第5条関係)

様式第２号(第５条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

富士川町長

富士川町猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました猫の不妊・去勢手術費補助金については、次のとおり交付決定したので、富士川町猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第５条の規定により通知します。

1　手術を受ける猫

生息地			
オス	匹	メス	匹

2　補助金交付上限額

不妊手術　15,000円　　去勢手術　10,000円　加算金　1,000円

ただし、上記の額に1,000円を加算した額を上限とする。

3　手術の実施期限　　年　　月　　日

4　補助金の請求期限　　年　　月　　日

様式第3号(第7条関係)

様式第３号(第７条関係)

年　　月　　日

富士川町長

申請者　住所

氏名　　㊞

電話番号

猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書

富士川町猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第７条に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1　手術を受けた猫

生息地			
オス	匹	メス	匹

2　執刀獣医師の証明

上記猫に対して手術を実施したことを証明します。

年　　月　　日

動物病院・執刀獣医師名　　㊞

3　補助金請求額　　円

4　口座振込先

金融機関名	銀行　農協　　本店 信金　信組　　支店		口座種別	
口座番号		フリガナ 口座名義		

注)1　上記に執刀医師の証明を受け、手術費用の領収書(明細書不可)を添付すること。

2　補助金交付上限額　　不妊手術　15,000円　　去勢手術　10,000円

ただし、上記の額に1,000円を加算した額を上限とする。

様式第4号(第8条関係)

様式第４号(第８条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

富士川町長

富士川町猫の不妊・去勢手術費補助金額確定通知書

年　　月　　日付け請求のありました猫の不妊・去勢手術費補助金については、次のとおり交付額が確定しましたので、富士川町猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

補助金交付確定額　　金　　円